

# わが国の地方自治体の調達における I T化の現状とその考察

足利工業大学 ○小林 康昭\*  
藤島 博英\*

By Yasuaki KOBAYASHI, Hirohide FUJISHIMA

現在、わが国では、入札や契約を中心とする公共調達の仕組みに対して改革を迫る、さまざまな社会的な要請がある。その一つのあらわれが、平成13年4月に施行された「公共工事入札契約適正化法」である。その一方で、I T化の流れにともなう業務環境の変化を背景とした時代的な圧力も加わっている。本稿では、特に地方自治体を対象として、その公共調達に活用されているI Tの原状について、特にインターネットとCALS/ECによる電子入札に特定した調査と分析を行って、問題点を明らかにするとともに、そのあり方について考察を試みた。

【キーワード】公共調達、I T、入札、契約、CALS/EC

## 1. はじめに

わが国における、入札や契約を中心とした公共調達の弊害は、過去、幾度となく指摘が繰り返されてきた。そして、その改善改革は、大きな社会的な命題とされてきた。これに応える形で公共工事入札契約適正化法(以後、入契法)が、平成13年4月に施行されたことを契機として、公共調達の改善改革が期待されている。注目されるのは、関連情報の公開や入札・契約などの業務に、I T化の推進が示されていることである。

I T化は時代の潮流であり、その技術の導入は、業務の効率向上のために避けて通れない。I Tを公共調達に活用することで、わが国の公共調達の改善改革の突破口が開かれることを期待したい。その動きが本格化する前に、各公共機関の受け止め方を調査分析し問題点を明らかにして、対応策を見出す試みが必要である、と考えられる。

## 2. 公共調達システムが備えるべき要件

### (1) 中建審の建議

公共調達システムとは、国や地方自治体あるいは

\* 工学部都市環境工学科 0284-62-0605

は公団などの公共機関が施行する公共工事の、業者選定、契約締結などの一連のシステムを指す。公共調達システムの仕組みとその運用に求められる要件は、1993年12月の「中央建設業審議会(中建審)」の建議を反映させた「1995年建設産業政策大綱」<sup>1)</sup>で打ち出された、透明性・客観性、競争性であり、公的な認知度が最も高い。

これらを、筆者なりに咀嚼した理解は、透明性とは、このシステムの内容や運用に関する情報が公開され誰でも知ることができる、さらには外部からの批判を受容できる、ということであり、客観性とは、このシステムが、あらゆる組織・団体や個人の参加を受け入れ、特定の組織・団体や個人の主観や評価に偏重せず、恣意的な主観から独立した普遍性をもった運用ができる、ということであり、競争性とは、このシステムに適用されるルールが周知されており、そのルールのもとで参加者が競争し、ルールに従って評価がおこなわれる、ということである。

### (2) 建議の背景と適正化の評価

公共調達が備えるべき要件が、中建審によって殊更に論議されたことは、地方自治体の首長と建

設業者との間に発注を巡って不祥事が頻発し、世間からの信頼が大きく失墜し、同時に諸外国からの糾弾も受けて国際問題に発展した、当時の社会的な背景がある。裏返せば当時の公共調達システムは、透明性・客観性、競争性を大きく損なって運用されていたことを物語っている。

以来、今まで、新しい入札方法の創設など制度の手直しや、罰則規定の強化など仕組みの工夫が続けてきたが、依然として不祥事はなくならない。そこで、入契法が定められたわけである。従って入契法の立法精神は、中建審の建議で求められている公共調達のあり方の延長上にある。そして、様々な試みを積み重ねてもほとんど無為に終わった愚を繰り返さないために、IT化の推進が打ち出されたわけである。

従って公共調達の適正化に対する入契法の評価は、従来から試みられてきた制度の手直しや仕組みの工夫などの手法に頼らずに、入契法が意図するようにIT化の推進によって、公共調達の適正化がどこまで有効となりうるか、ということ定まる、と考えられる。

### （３）公共調達システム運用の現状と起因

このような公共調達システムの体質について、筆者は建設分野で長年に培われた営業活動に着目する。「営業」の語は、厳格には利益を追求する企業活動の総てを意味するが、ここでは特に、業界用語の「入手活動」を指すことにする。

企業側の入手活動の目的は、工事案件を掌中にあることにある。優れた入手活動とは、手練手管を用いて発注者側の調達担当者に食い込み、他社に先駆けて情報を手に入れ競争相手を蹴落とし、自社に有利な条件で成約に持ち込むことである。入手活動に従事する営業担当者は、競争が苛烈なほどその成果を社内で評価され、手腕を認められる。勝利を勝ち取るために、密室的な行為が良しとされ、そこでは入手活動の透明性は限りなく否定されている。営業担当者の精力は、他社との公開の競争の場に上がる前に勝利をものすことに注がれる。そのために、恣意的で客観性を排した市場環境が作り上げられる。

こうした競争性を欠いた手法によって選ばれた相手が、発注者にとって必ずしも優れた業者を保

証していないことが、大きな問題である。むしろ業者が非力であるが故に、営業担当者の健闘が必要となり、強力な競争相手に向こうに回した名人芸を発揮する余地が出てくると考えられるわけである。営業担当者が演じる名人芸は、公共工事のエンドユーザーや納税者に利益や至福をもたらすとは限らないのである。この入手活動は公共調達制度に会計法が導入される前の、出入り御用達商人の伝統を引き継ぐ名残りであり、欧米から導入した競争入札制度の運用の中に介在する、日本的な仕組みなのであろう。

公共調達システムが目指すべき適正化の方向とは、近代国家としての公共調達制度の正常な機能を阻害してきた日本的な入手活動からの別離を果たすことを意味し、ITの導入と活用は、そのために貢献できなければならない、と考えられる。

## ３．IT技術の適用性

次に、公共調達が備えるべき要件に対するITの適用性について、検討を加えてみる。

### （１）透明性の維持・向上

公共調達では、透明性の維持・向上のために、必要な情報を公開する制度が設けられている。平成13年4月に施行された「公共工事入札契約適正化法(以後、入契法)」でも、その点を意識しており、例えば、公共工事発注の見通し、応札者、有資格者名簿などの公表を義務づけている。

従来、多用されてきた官報、掲示、閲覧など公表の方法にくらべ、インターネット機能を活用したホームページは、はるかに広範囲の利用者に対して、迅速かつ多量の情報を提供できる。

入契法の施行にあたって、発注者が取り組むべきガイドラインとして、入札・契約にIT化の推進が提起される所以である。

### （２）客観性の維持・向上

公共調達において、従来から多用されてきた業者の選定方法は、指名競争入札である。指名に際し、恣意性を排除するために、各自治体は業者資格制度を整備し、その制度のもとで、指名業者の選定を行ってきた。この一連の業務は、担当者の手作業で行われる結果、いずれかの過程で主観性

の介在を許す余地が出る恐れがある。

また、予定価格や最低価格など、落札価格に制限を加える制度を設けている自治体が多いが、恣意性の排除や秘密保持のために、さまざまな工夫を加えて運用している。例えば、くじを引いて予定価格を決める仕組みがある。恣意性は排除されるが、応札業者の入札結果が、ギャンブル的な偶然性に、左右されることになる。

CALS/ECなどのITで完結したシステムの運用が可能になれば、業者選定や価格決定のプロセスにおいて、普遍性の維持・向上、偶然性・恣意性の排除などの徹底が可能になる。

### (3) 競争性の維持・向上

もっとも競争性の高い業者選定の方法は、応札者に制限を設けない、完全に自由な競争入札である。通常は、質の確保の観点から、完全に自由な競争入札は避けられ、いわゆる制限付き一般競争入札と呼ばれる方法が採用されている。

しかし、わが国の公共調達では、この制限付き一般競争入札方法の採用は少ない。発注側は、参加業者が激増して業務負担が増え事務が煩雑になる、過当競争の結果、ダンピングが横行する恐れがある、ダンピング落札が工事の質の低下と業者の経営悪化をもたらす、などを採用困難な表向きの理由に挙げている。

CALS/ECによる電子入札方式の活用は、参加業者の激増による業務負担の軽減を可能にする。少なくとも、発注者が、競争性の高い業者選定方法の採用を渋ってきた大きな根拠の一つを排除する効果がある。

発注者のガイドラインとして、IT化の推進により競争性の向上を図ることは説得力がある。

## 4. インターネットの活用

入契法施行後4カ月の時点(平成13年8月)で、地方自治体の、公共工事の入札や契約などの情報公開の現状について、以下の調査を実施した<sup>2)</sup>。

### (1) 調査の概要

#### a) 調査の対象

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県の9県内の県および

県下の全市町村。

#### b) 調査対象機関へのアクセスの方法

ホームページにリンクされているすべての自治体を対象とする。

#### c) 調査項目

入契法に示されている、公共工事の発注見通し、入札の経過や結果、契約内容などの項目。ただし、ホームページに掲載のある「県・市町村広報誌」や「議会便り」は調査対象に含めない。

#### d) 調査期間

平成13年6月～8月

表-1に、県を除く市町村の数と、アクセスが可能だったホームページ(HP)の数を示す。

表-1 県別ホームページ整備率  
(平成13年5月1日現在)

|     | 県 | 市   | 町   | 村   | 計   | HP数 | %   |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 青森県 | 1 | 8   | 34  | 25  | 68  | 68  | 100 |
| 岩手県 | 1 | 13  | 30  | 16  | 60  | 60  | 100 |
| 宮城県 | 1 | 10  | 59  | 2   | 72  | 72  | 100 |
| 秋田県 | 1 | 9   | 50  | 10  | 70  | 67  | 96  |
| 山形県 | 1 | 13  | 27  | 4   | 45  | 45  | 100 |
| 福島県 | 1 | 10  | 52  | 28  | 91  | 90  | 99  |
| 茨城県 | 1 | 21  | 46  | 17  | 85  | 76  | 89  |
| 栃木県 | 1 | 12  | 35  | 2   | 50  | 43  | 86  |
| 群馬県 | 1 | 11  | 33  | 26  | 71  | 64  | 90  |
|     | 9 | 107 | 366 | 130 | 612 | 555 | 91  |

### (2) 調査の結果

調査の結果、全体の15.8%にあたる、97の自治体が、何らかの形で公共工事に関する情報を公開していることが分かった。概して、東北より北関東に情報公開を進めている自治体が多い。その結果を、表-2に示す。入契法に示されている、公共工事発注の見通し、入札の経過や結果、などの項目に加え、入札情報の検索項目が、ホームページ(HP)のトップページからアクセス可能か否かの項目を追加した。

#### a) 公共工事の見通し

入契法では、公共工事の名称、場所、期間、種別、概要、入札・契約の方法、入札を行う時期を公開しなければならないが、そのすべてをホームページ上で公開しているのは、39自治体である。

#### b) 入札の経過や結果

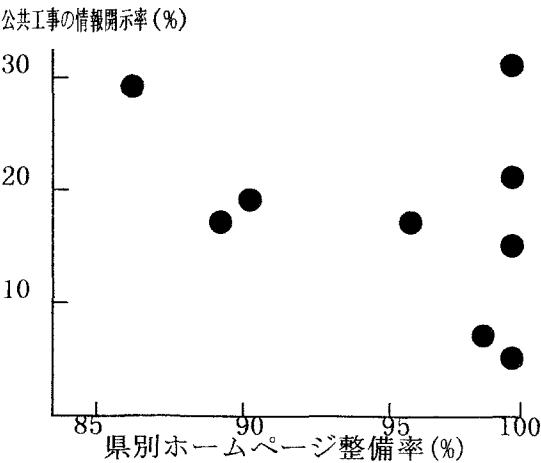
入契法では、入札の参加に必要な資格、その資格を確認する名簿、指名基準、工事名称、場所、工事の着手および完成時期、落札価格などを公開しなければならない。22自治体が、ホームページ上で入札結果を公開しているが、入札の経過まで公開しているのは、8自治体にとどまる。

c) 各種要綱の掲載  
入札契約図書を簡素化して応札者の負担を軽減するために、各種の要綱を44自治体が掲載している。そのうち、申請書類のダウンロードを可能とする機能を備えているのは、15自治体である。

表－2 地方自治体のホームページにおける公共工事に関する公開情報の現状

| 自治体 | 対象自治体の全数 | 情報公開の自治体数 | 情報公開自治体の割合% | 発注の見通し | 入札の経過や結果 |        |      |      |      | 一般競争入札等の公告 | 登録業者の公表 | 各種要綱の掲載         |        |     | 入札情報へのアクセス |
|-----|----------|-----------|-------------|--------|----------|--------|------|------|------|------------|---------|-----------------|--------|-----|------------|
|     |          |           |             |        | 落札業者名のみ  | 全参加業者名 | 指名理由 | 予定価格 | 入札経過 |            |         | 参加資格申請書類のダウンロード | 指名停止措置 | その他 |            |
| 青森県 | 68       | 3         | 4.4         | 1      | 1        |        |      |      |      |            |         | 2               | 2      |     |            |
| 岩手県 | 60       | 13        | 21.7        | 5      | 1        | 2      | 1    | 2    | 3    |            | 2       | 3               | 1      |     | 2          |
| 宮城県 | 72       | 10        | 13.9        | 6      |          | 2      |      | 1    |      | 3          | 1       | 4               |        |     | 6          |
| 秋田県 | 70       | 11        | 15.7        | 9      | 3        | 3      | 3    | 3    | 3    | 1          | 1       | 2               |        | 2   | 4          |
| 山形県 | 45       | 14        | 31.1        | 5      | 1        | 1      |      | 1    |      | 2          | 1       | 8               | 3      | 1   | 3          |
| 福島県 | 91       | 5         | 5.5         |        | 1        |        |      |      |      |            |         | 3               | 1      |     |            |
| 茨城県 | 85       | 14        | 16.5        | 4      | 2        | 1      |      | 2    |      | 4          | 1       | 7               | 2      |     | 3          |
| 栃木県 | 50       | 14        | 28.0        | 4      |          | 2      | 2    | 1    |      | 2          | 1       | 10              | 4      |     | 1          |
| 群馬県 | 71       | 13        | 18.3        | 7      |          | 2      | 2    | 1    | 2    | 4          | 1       | 5               | 2      |     | 4          |
| 県   | 9        | 9         | 100         | 1      |          | 1      |      |      |      | 4          | 2       | 5               | 2      | 1   | 4          |
| 市   | 107      | 43        | 40.2        | 17     | 4        | 7      | 3    | 6    | 4    | 7          | 4       | 22              | 6      | 1   | 10         |
| 町   | 366      | 36        | 9.8         | 18     | 4        | 3      | 3    | 4    | 2    | 5          | 1       | 14              | 6      | 1   | 7          |
| 村   | 130      | 9         | 6.9         | 5      | 1        | 2      | 2    | 1    | 2    |            | 1       | 3               | 1      |     | 2          |
| 合計  | 612      | 97        | 15.8        | 41     | 9        | 13     | 8    | 11   | 8    | 16         | 8       | 44              | 15     | 3   | 23         |

県毎の自治体のホームページ整備率と公共工事情報公開率の関係を図－1に示す。



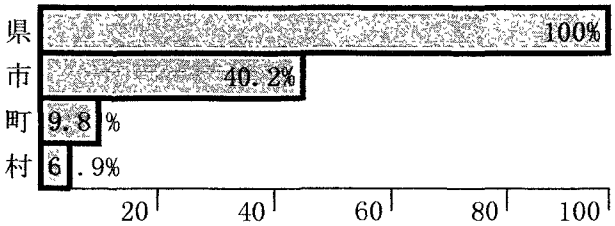
図－1 ホームページ整備率と公共工事情報公開率との関係

山形県(ホームページ整備率が100%、公共工事情報公開率が31.1%)を除く他の県では、ホームペー

ジ整備率と公共工事情報公開率に関連性はない。ホームページが整備されていても、公共工事情報公開が進んでいるわけではないことがわかる。

表－2から、公共工事に関する情報公開率を、県、市、町、村ごとにまとめてみると、図－2のようになる。

自治体の階層による格差の大きさがわかる。県レベルでは、最終目標の電子入札への移行は容易であるが、村レベルの現状では、かなりの困難が伴うことが予想される。



図－2 県、市、町、村における公共工事の情報公開率

## 5. 電子入札システムの導入

公共調達におけるCALS/ECの導入は、平成8年に建設省(現、国土交通省)が策定した「建設CALS/ECアクションプログラム」に始まる。平成13年10月に同省は、一部の直轄工事にCALS/ECを一貫とする電子入札を導入した。同省は平成15年度に全事業約4万4千件に電子入札の導入を決めたが、予定より早まる機運にある。

国の電子入札導入前倒しにより、地方自治体も電子入札の導入時期を早めている。そこで平成13年11月、国土交通省は自らが開発した電子入札システムの無償公開に踏み切り、各自治体が独自にシステムを開発せずシステム共有することで、負担軽減が可能になった。

国土交通省開発のシステムを利用して、平成13年8月に岐阜県が施工に、岡山県が設計業務に、地方自治体として初の電子入札を行った。

本格的な電子入札を導入した最初の地方自治体は、横須賀市である。横須賀市は、平成13年9月に独自に開発したシステムを使い電子入札を開始し、全国の注目を集めた。平成14年11月には、東京都江戸川区も、独自に開発したシステムを使って開始する、としている。

こうした現状を鑑みて、まだ電子入札に踏み切っていない地方自治体を対象として、以下のような調査を実施した<sup>a)</sup>。

### (1) 調査の概要

- 調査の対象：栃木・群馬両県内の全自治体。
- 調査対象へのアクセスの方法：完全郵送方式。
- 調査項目

電子入札に向けた整備状況、IT機器の整備状況と利用状況、インターネット・イントラネットの整備状況、メールの取得状況、電子入札システムへの対応状況と問題点など。

表－3 調査対象の自治体数と回答数

|     | 県    | 市     | 町     | 村     | 計     |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 栃木県 | 1    | 12    | 36    | 3     | 52    |
| 群馬県 | 1    | 11    | 32    | 27    | 71    |
| 合計  | 2    | 23    | 68    | 30    | 123   |
| 回答数 | 2    | 18    | 46    | 9     | 75    |
| 回答率 | 100% | 78.3% | 67.6% | 30.0% | 61.0% |

- 調査期間：平成13年12月～平成14年1月

表－3に、調査対象の回答を示す。

### (2) 調査の結果

- 電子入札対応の完成年度

電子入札導入に向けた各自治体の対応状況では、2004年度に電子入札の導入を決定した自治体もあるが、ほとんどの自治体(回答を寄せた75自治体のうち62自治体：82.6%)からの回答は未定としている。その回答結果を、表－4に示す。

表－4 CALS/EC対応の完成年度

|      |   | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 | 09 | 10 | 未定 |
|------|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 設計積算 | 県 |    |    |    |    |    | 1  |    |    |    | 1  |
|      | 市 |    |    | 1  | 2  | 1  |    | 1  | 1  | 1  | 11 |
|      | 町 |    |    |    | 2  | 1  | 1  |    |    | 1  | 41 |
|      | 村 |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 9  |
|      | 計 |    |    | 1  | 4  | 2  | 2  | 1  | 1  | 2  | 62 |
| 入札契約 | 県 |    |    |    |    |    | 1  |    |    |    | 1  |
|      | 市 |    |    | 1  | 3  | 1  |    | 1  | 1  |    | 11 |
|      | 町 |    |    |    | 2  | 1  | 1  |    |    | 1  | 41 |
|      | 村 |    |    |    |    |    |    |    |    |    | 9  |
|      | 計 |    |    | 1  | 5  | 2  | 2  | 1  | 1  | 1  | 62 |

- 電子入札システムへの対応策

対応策を決めている自治体からの回答は、

- ★国や県などの上位機関に依存する
- ★近隣の自治体との共有を期待する

とあり、横須賀市や江戸川区のように、独自にシステムを開発すると回答した自治体はない。

回答結果を、表－5に示す。

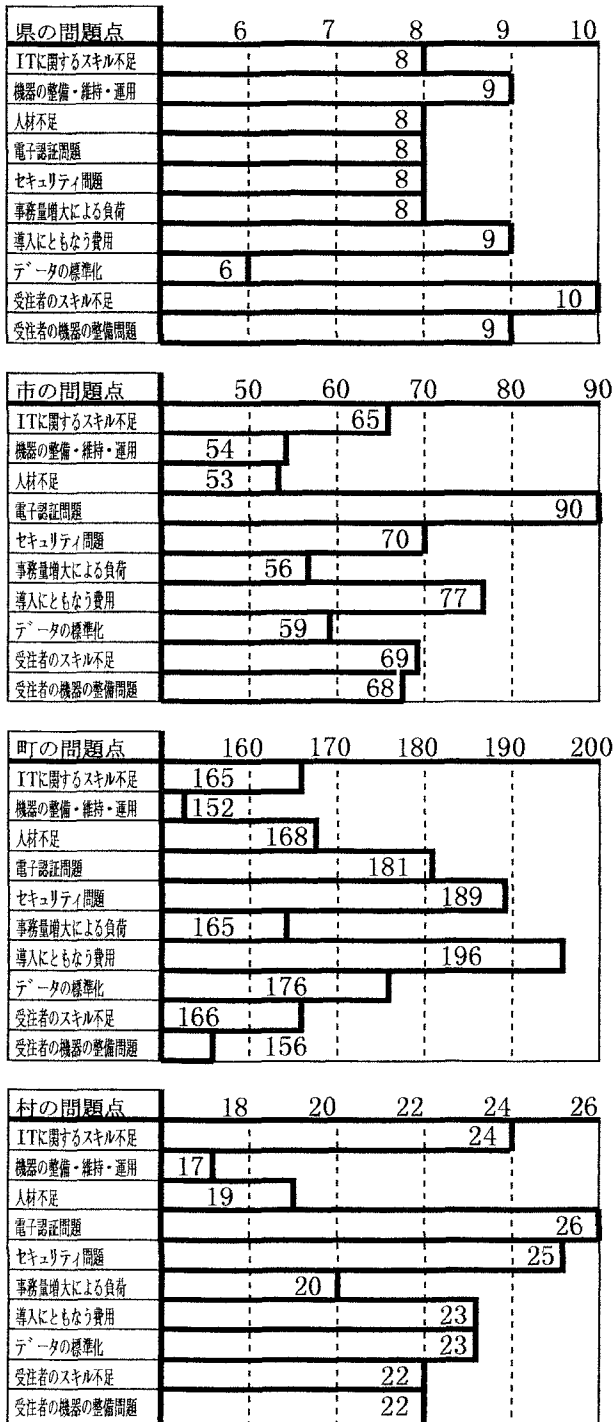
表－5 電子入札システムへの対応策

|               | 県 | 市  | 町  | 村 | 計  |
|---------------|---|----|----|---|----|
| 国土交通省のシステムを利用 | 1 | 8  | 8  |   | 17 |
| 自治体独自に開発      |   |    |    |   |    |
| 県が開発すれば利用     |   | 4  | 11 |   | 15 |
| 近隣自治体とシステムを共有 |   | 3  | 14 |   | 17 |
| その他           | 1 | 7  | 17 |   | 25 |
|               | 2 | 22 | 50 |   | 74 |

- 電子入札システム導入の問題点

電子入札の導入を既定とする自治体は、導入に際し、スキル、人材、費用の不足に対する問題点を指摘している。回答結果を、図－3に示す。

1 回答につき、5:最も問題、4:やや問題、3:どちらでもない、2:やや問題、1:問題なし、の点数を乗じて合計した数値を、図示したものである。



図－3 電子入札導入の問題点

## 6. ITの活用と公共調達適正化の促進

### (1) ITの活用について

入契法の規定に基づき、公共工事のあらゆる発

注者が入札及び契約の適正化を図るために取り組むべきガイドラインが定められている<sup>5)</sup>。主務大臣は発注者の取り組み状況について、毎年度、調査しその結果を公表し、必要な改善を要請することとしている。そのガイドラインの概要には、①情報の公表、②第三者の意見を適切に反映する方策、入札及び契約の方法の改善、③苦情処理システムの整備、④談合情報への適切な対応、⑤建設業法違反への適切な対応、⑥捜査機関等との連携、⑦ペナルティの適正な運用、⑧談合への発注者の関与の防止、⑨公共工事の施工状況の評価、⑩ダмпニングの防止、⑪施工体制の把握の徹底、⑫不良・不適格業者の排除、⑬ISOの活用、⑭発注者相互の連絡、協調体制の強化など、14項目が挙げられている。

これらの項目の徹底を図るには、業務運営の効率化、情報公開による透明性の向上、システム運用の客観性の向上、業者選定に係る競争性の向上のために、ITの活用が必要となる。

具体的には、

①情報の公表については、入札及び契約に係る情報は、すべて公表を基本とし、特に入契法により公表を義務づけられている事項は公表しなければならない。

④談合情報への適切な対応については、入札談合があると疑うに足る情報への対応要領を策定して公表を行う必要がある。

⑤建設業法違反への適切な対応については、行政官庁への通知を的確に行い、施工体制の把握に係る要領を策定し公表を行わなければならない。

⑦ペナルティの適正な運用については、予め指名停止基準を策定し公表すること、及び指名停止の相手方の名称、期間、理由などを公表すること、としている。

⑧談合への発注者の関与の防止については、手続きの透明性の向上により不正行為の起こりにくい環境整備が求められる。

⑨公共工事の施工状況の評価については、工事成績評価を行えるように予め要領を策定し公表し、工事成績評価の結果を受注者に通知するとともに公表することが要求されている。

⑩ダмпニングの防止については、低入札価格調

査の結果の概要を公表することと定められている。

⑩施工体制の把握の徹底については、公共工事の品質確保の観点から、監督及び検査の基準を策定し公表することとされている。

⑭発注者相互の連絡、協調体制の強化については、公共工事の発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化を図ることが必要である。

このように、全14項目のうちの9項目については、策定した基準や調査結果の公表など情報公開が必要であり、その業務の効率的な運用のために、ITの活用が必須条件となる。

## （２）ITの整備に対する課題

IT整備水準の指標に、ホームページの開設などインターネットの環境整備がある。これは603自治体のうち546自治体が実行済みであり、普及率は91%ときわめて高い。しかし公共調達に必要な情報、例えば、資格審査制度や各種価格の策定などのシステムの整備の公開は、39自治体と全体の6.5%にとどまっている。そして、電子入札の導入を決断していない自治体が、全体の82.6%に上っている。

IT環境の整備はいち早く高い普及度を示したが、公開情報の量や質においては、理想に遠い現状にあり、このままでは、入契法の精神が霧散する危うさも感じられる。

いずれの調査においても、回答率の高さは、県、市、町、村の順に並んでおり、当事者意識の高さをそのまま反映している。栃木、群馬両県は公共工事の情報公開が進んだ自治体が多い地域であるにもかかわらず、その各自自治体では、IT関連のスキル、人材、財源などの不足について、共通の不安感を抱いている。その結果、県は国に、市町村は県に、というように、昔ながらの上位機関への物心両面での依存感も強い。こうした体質を断ち切るには、運用主体の広域化、システムの共有化、財政的な援助措置、人材の育成やプール化など、上位機関側からの強力な後押しを得ることにより、市町村のほとんどが、理想的な公共調達を運用できるIT機能を備えることが可能になる、と考えられる。

公共工事は、地方自治体の施行比率が高いので、入契法の主旨が地方で活かされることによって、その立法精神は活かされるのである。

## （３）ITの整備による期待

自治体が整備しているホームページの活用状況について、任意の20自治体を選んで聞き取り調査を行った。ホームページの開設前後を比較してみると、外部からの質問、照会、批判、要求などの反応が、開設前に比べて3倍から10倍以上になった自治体が16に上っている。

電話、ファックス、書面、面談などの旧来の手段に比較して、メールなどをアクセスする方法が（匿名性でないにも拘わらず）、外部者にとって、容易である、あるいは気軽である、と感じられることは、社会心理的に興味あることだが、整備されたIT環境のもとでは、住民や業者などの外部者と自治体との情報上の接近が期待できる、ということである。ITが多くの衆目に晒されるような環境が醸成されることは、入手活動の名人芸を終焉させる可能性を期待させるものである。

## （４）電子入札の期待

IT環境の整備の行き着く先は、インターネットとCALS/ECによる電子入札の完備にある、と考えられる。その理由は、電子入札が完結した形で機能できるような仕組みが完備されれば、わが国の伝統的な入手活動の手法の介入を封じ込めることが可能になる、と考えられるからである。入札や契約に関する手続きや規則、入手活動における禁止行為、入札経過や結果、業者選定結果などの総ての情報は、意志のある企業や人々が発注者側のホームページにアクセスすることによって得ることが可能になるのであるから、発注者側の調達担当者と企業側の営業担当者との直接接触行為は不要になる。不要な活動は禁止行為とし、禁止行為を犯した企業は処罰され、ホームページ上で公表される。このように仕組みられたITが機能できるようになれば、業務は効率性が向上し、運用の透明性、客観性、競争性も向上し、恣意的な介入はきわめて困難になる。

そのためには、この仕組みは徹底的にITで完結された運用が図られなければならない。例えば、仕組みを部分的に寸断して、寸断箇所に従来のやり方を介入させて恣意性や不透明性を働かせるようなことは、避けなければならない。僅かでも介入の余地を作ると、その仕組みは意図した効

果を発揮できなくなってしまうのである。

わが国の公共調達システムに、電子入札の定着が成功できれば、わが国の公共調達は、透明性の面、客観性の面、競争性の面で、現状よりはるかに向上するに違いない、と確信できる。

現状では、自治体のIT環境の整備水準は、電子入札が機能する目標に遠いのであるが、ITの環境が整備されることで、住民や業者たちの外部者のIT環境に対する反応が活性化することによって、それを受ける自治体が刺激を受け緊張感をもって対応し、IT環境の整備水準の向上が期待できる、そして電子入札につながっていく、と考えられるのである。

## 7. おわりに

わが国の公共調達の要件に対応させて、地方自治体のITの活用面の現状を調査分析し、その対応を考察した。冒頭に述べたように、入契法は、依然として不祥事が絶えない公共調達を適正化する意図をもって制定された。従って、公共調達システムにおけるITの活用は、その改善に効力を発揮できなければならない。調査によれば、環境整備の現状は目標に遠いことが分かったが、IT環境の整備も公共調達システムの適正化の促進も、自治体だけの努力だけで成就できるのではない。

上位機関及び住民や企業などの外部者を含む、文字通り官民による積極的な関与や熱心な監視などが、IT環境の整備や運用に寄与するのである。そうやって初めて、行動計画が示している、都道府県や政令指定都市で2007年までに、主要地方都市で2008年までに、市町村は2010年までに導入する目標が達成できる、と考えられる。

## 【参考文献】

- 1) 建設省建設経済局 監修 1995年建設産業政策大綱 大成出版社 1995.
- 2) 藤島博英・小林康昭 地方自治体におけるインターネットを利用した公共工事の情報公開に関する研究 第19回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集 pp. 259～262, 2001.
- 3) 藤島博英・小林康昭 わが国の地方自治体における電子入札システム導入について 平成13年度第29回関東支部技術研究発表会講演概要集 pp. 946～947, 2002.
- 4) 特集 入契法施行1年の成果と課題 月刊建設オピニオンpp. 8～23 2002年3月号
- 5) 公共工事入札契約適正化法研究会 公共工事入札・契約適正化法の解説 大成出版社
- 6) 建設分野の基礎知識 2002年版 日経コンストラクション2002年7月26日号、p. 56

# The Study of Information Technology(IT) Applied to The Procurement of The Local Governments in Japan

By Yasuaki KOBAYASHI, Hirohide FUJISHIMA

This paper is made for the purpose of the clarification of the current situation regarding the local public procurement using of the IT in Japan. Through the research into the local governments' IT, the confirmation was made about the fact that IT can be expected for advancing of public procurement activities, and that local governments are proceeding to prepare IT facilities. However due to the technical, human, and financial problems involved in these local governments, progress would not always be made as the action program indicated by New Law "NYUKEI HO".